

児童手当・特例給付 認定請求書

下記のとおり、児童手当・特例給付の認定を請求します。
なお、この手当の支給要件等に関する事項について、公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む。)により確認することに同意します。また、申請した事項に変更が生じたときには、速やかに届出を行います。

申請日 年 月 日
受給者番号
受付印

太枠内を記入してください。

申請者
氏名 住所 〒
生年月日 年 月 日
金融機関名 支店名 店番 口座番号
配偶者等
有 氏名 住所 〒
無 生年月日 年 月 日
養育する18歳以下の児童
氏名 続柄 生年月日 同居別居 住所(別居の場合) 監護 生計関係 児童との関係

裏面の注意をよく読んでから記入してください。字は、楷書(かいしよ)ではっきり書いてください。

備考
出生
転入( )より / / 付)
生計監護発生
受給者変更
公務員非該当
( )
健康保険証[申請者・子・ ]
年金加入証明
金融機関口座
所得確認書類[パスポート・附票・ ]
住民票[申請者・子・ ]
その他[ ]
前住地消滅日 / / 付
別居等離婚等配偶者消滅 / / 付
事由発生日 / /
支給開始月 / ~
認定日 / /
入力日 / /
受付者

番号確認
本人確認
番号カード
通知カード
住民票
運転免許証
パスポート
住基カード

[記入上の注意]

1 申請者の欄

- (1) 「氏名」の欄は、申請者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- (2) 「住所」の欄は、申請者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。  
また、申請者が個人であり、今年(1月から5月までの月分については、前年)の1月1日に他の市町村(特別区を含みます。以下同様です。)に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- (3) 「生年月日」、「年金加入状況」、「個人番号」の欄は、申請者が法人である場合は記入する必要はありません。

2 配偶者の欄

配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、申請者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。

3 児童の欄

- (1) 申請者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいう。)する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての児童について、記入してください。
- (2) 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。  
ア 「同一」は、児童が申請者自身の子である場合で、申請者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。  
イ 「維持」は、児童が申請者自身の子でない場合で、申請者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。

4 この申請書に添えていただく書類は次のとおりです。

- なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む)によって確認ができるときは当該書類を省略することができます。
- ア 児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
  - イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
  - ウ 児童が申請者自身の子であり、申請者がその児童と別居している場合は、申請者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
  - エ 申請者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - オ 申請者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - カ 児童が申請者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び申請者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(申請者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)
  - キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ク 申請者が本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、申請者の前年の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
  - ケ 申請者の親族ではないが、前年の12月31日に申請者が生計を維持した児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類
  - コ 申請者が寡婦控除のみなし適用の申請を行う場合は、その事実を明らかにすることができる書類
  - サ 申請者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

5 この申請書についてわからないことがありましたら、担当の職員におたずねください。